

磐田市議会タブレット端末導入及び通信サービス利用業務に関する仕様書

1 業 務 名 令和7年度 磐田市議会タブレット端末更新及び通信サービス利用業務

2 目 的 電子データによる議会関連資料やその他関係資料の共有、情報の伝達・共有及びペーパーレス会議を実現するためのツールを導入・運用することにより、議会運営の活性化及び議会・議員活動の効率化を図る。

そのために、必要となるタブレット端末の導入及び通信サービスの利用契約を行う。なお、ペーパーレス会議を実現するためのソフトウェアの調達は、本業務とは別に実施する。

3 納入期限

- (1) タブレット端末・付属品納入及び初期設定 令和7年5月27日（火）まで
(2) 通信サービスの提供 令和7年6月1日から令和11年5月31日まで
(48カ月間)

※本契約は地方自治法第234条の3による長期継続契約とする

4 納入場所 磐田市国府台3番地1 磐田市議会事務局

5 品名及び数量

(1) タブレット端末

下記物品について、次に定める初期設定の上、納入すること。

No	品 名	数量	単位	備 考
1	Apple 13 インチ iPad Air WiFi+Cellular モデル (M3)	34	台	出来る限り色は統一すること

※上記仕様の同等品以上の性能を有するものとする。

※同等品以上とする場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

※タブレットは賃貸借での提供とし、賃借料は48回で支払うものとする。

① 入札金額には契約手数料を含めること

② タブレット端末等の初期設定の実施

ア 初期設定に必要な事項は、本市と協議の上、設定すること。

イ 作業前に作業計画書を作成し、本市と事前協議すること。

ウ 管理台帳を作成すること。

エ 本市が指定する管理番号や、サポートダイヤル等の情報をラベル貼付すること。

オ 1台毎に設定シートを作成し、指定するメールアドレス・ID・パスワードを登

録すること。

カ 本市が指定する全ての機能・アプリケーションのインストール・ホーム画面・ブックマーク登録等の設定を行うこと。

(2) 通信サービス

① 使用期間

令和7年6月1日から令和11年5月31日まで

② 通信回線

ア 通信回線は34回線とし、1台を親回線、33台を子回線とすること。

イ タブレット端末で利用可能な4G/LTE以上の通信回線とすること。

ウ 災害時の通信確保に備えて、県内に災害対策拠点を有し、移動無線基地局車両及び非常用電源車両を常備していること。

③ データ通信

ア データ通信総量100GB以上とし、34回線全体でシェアできること。

イ データ通信総量は、議会の利用状況に沿って、プラン変更が可能なこと。

ウ データ通信に係る月額利用料は、通信時間及びデータ量に係らず定額であること。

エ 回線ごとに使用したデータ量をシステムで管理できること。

オ データ通信総量が契約上限を超えた場合、超過後に通信速度を制限する「速度制限型」か、超過後にデータ通信量に応じ従量で料金が発生する「従量課金型」のいずれかの契約を適用すること。なお、「速度制限型」においては容量の追加は、管理者権限により追加出来るものとし、管理者以外の権限では追加出来ないようにすること。

「速度制限型」「従量課金型」はいずれも両者協議の上決定するものとする。

④ インターネット接続サービスの提供

タブレット端末から通信サービスを通じてインターネットを利用するために必要なプロバイダ契約等を含めること。

⑤ メールサービスの提供

ア タブレット端末ごとにメールアカウントを付与することとし、場所及び時間の制約なくメールを送受信することが出来ること。

イ メール着信を知らせる機能があること。

⑥ モバイルデバイス管理（MDM）サービスの提供

ア タブレット端末34台分のMDMを提供すること。

イ 本市が指定する管理者用Windows10搭載パソコンに対し、管理者がタブレット端末を管理する上で必要な機能の初期設定を行うこと。

ウ MDMの機能は、以下のとおりとする。

a 管理画面

管理対象端末の状態を分かり易く表示する管理画面であること。

- b 設定項目
データ通信回線の利用中断・再開、リモートワイプ、リモートロックを MDM 管理端末より遠隔操作可能であること。
- c 情報取得
タブレット端末の iOS バージョン情報、インストール済みアプリケーション（バージョンを含む）情報が取得できること。
- d 有害サイトのブロックやアクセス制限等のフィルタリング機能を提供すること。

⑦ タブレット端末

契約期間中、タブレット端末 3 4 台分の製品保証サービスを付与すること。

⑧ 保守

以下の保守を月額費用に含め提供すること。

- ア タブレット端末の利用またはトラブルに関する問い合わせについて対応すること。また、受付窓口は一元化していること。
- イ タブレット端末紛失及び盗難時の連絡を本市から受け付けた場合、利用状況の確認、遠隔ロック、利用中断、初期化の対応を行うこと。
- ウ 故障対応は、問い合わせを受けた時間から、原則 4 8 時間以内に対応すること。

(3) 付属品

No	品 名	数量	単位	備 考
1	電子ペン Apple Pencil	3 4	本	同等品不可
2	保護フィルム iPad Air13 インチ用	3 4	個	同等品以上

※同等品以上の製品を納品する場合、あらかじめ担当課の承認を得ること。

6 共通事項

(1) セキュリティ

- ① ID ごとにパスワード等によるアクセス制御及び利用者権限の制御がなされていること。
- ② 利用ログが記録され、必要な場合に本市に提供可能であること。
- ③ 第三者による不正使用または情報漏洩に対するセキュリティ対策が講じられていること。

(2) マニュアルの作成

以下のマニュアルを作成すること。

- ① タブレット端末設定マニュアル
- ② セットアップ ID 取得マニュアル／リセットマニュアル

③ 利用者マニュアル

記載に従った操作をすれば、支障なく簡単に関係サービスを利用できること。

④ 管理者マニュアル

関係サービスについて、利用アカウント及びその権限の管理に必要な作業手順その他必要な事項を記載すること。

7 納品

(1) タブレット端末の納品日は令和7年5月27日までとする。

(2) 納品の際は、本市が指示した初期設定内容及び、その他設定内容がわかる納品書を提出し、本市の検査を受けること。

8 その他

(1) 令和7年4月及び5月は導入月であるため、使用料は発生しないこと。

(2) 本業務の履行にあたっては、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）及びこれに基づく政令ならびに省令等の関係法令を順守すること。

(3) 本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議の上、決定するものとする。

(4) 賃貸借期間終了（返却時）に端末内のデータを確認し、担当課への連絡・了承後、消去すること。